豊岡市長選挙立候補予定者 豊岡市議会議員補欠選挙立候補予定者 関係後援団体の代表者

> 豊岡市選挙管理委員会 委員長 浮 田 一 雄

豊岡市長選挙及び豊岡市議会議員補欠選挙に係る 候補者等及び後援団体の寄附の制限について

公職選挙法第 199 条の 2 及び第 199 条の 5 の規定により、<u>期間にかかわらず禁止される</u> <u>寄附に加え、当該候補者等及びその後援団体が、下記に掲げる寄附を行うことも禁止され</u> ますので、お知らせします。

記

- 1 禁止される寄附
 - (1) 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてなされる寄附
 - (2) 後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関してなされる寄附
 - (3) 後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与すること
 - (4) 候補者等が自らの後援団体(資金管理団体に指定している場合を除く)に対して する寄附
- 2 禁止される期間
 - (1) 豊岡市長選挙 任期満了の日の90日前から選挙期日までの間 (2025年1月31日から4月27日まで)
 - (2) 豊岡市議会議員補欠選挙 便乗される選挙の告示日の翌日から選挙期日までの間 (2025年4月21日から4月27日まで)